

第3回熊本市・植木町合併協議会会議録

日 時 平成21年2月16日（月）
会 場 崇城大学市民ホール（市民会館）2階 「大会議室」

開会時間 9時30分
終了時間 11時35分

○ 出席委員等（30名）

会 長	幸 山 政 史			
副会長	藤 井 修 一			
委 員	西 島 喜 義	金 山 武 史	竹 原 孝 昭	
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	高 田 嗣 人	
	森 勢 剛	小佐井 賀瑞宜	恵 口 健 一	
	植 村 米 子	今 井 洋 介	森 日 出 輝	
	西 山 喬	坂 田 弘 實	荒 尾 信	
	増 藤 敏 子	北 田 美 佳	堀 義 徳	
	吉 本 征 子	古 田 均	前 田 道 弘	
	緒 續 和 廣	角 毅 四 郎	富 吉 孝 介	
	服 部 澄 子	矢 壁 輝 光	本 田 恵 則	
	松 葉 成 正			

○ 欠席委員等（0名）

○ 幹 事 （4名）

寺 本 敬 司	竹 下 正 博	前 健 一	
緒 方 哲 郎			

第3回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成21年2月16日（月）9：30～

場所：崇城大学市民ホール 2階「大会議室」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

3 議 事

[協 議]

(1) 前回提案

- 協議第 9号 地方税の取扱いについて
- 協議第17号 企画財政関係事業について
- 協議第21号 環境保全関係事業について（その1）
- 協議第25号 水道関係事業について
- 協議第26号 電算関係事業について

(2) 今回提案

- 協議第18号 市民生活関係事業について（その1）
- 協議第19号 健康福祉関係事業について（その1）
- 協議第20号 子ども未来関係事業について（その1）
- 協議第23号 都市建設関係事業について（その1）
- 協議第24号 教育関係事業について

4 その他

5 閉 会 藤井 修一 植木町長

開始 9時30分

司会者

それでは、定刻になりましたので、第3回熊本市・植木町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方にはご多忙の中ご出席いただきまして大変有り難うございます。ここで本支配布致しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」それから冊子で「第3回合併協議会資料」以上3種類の資料を用意致しております。不足等がございましたら事務局までお申し出下さい。

ご確認有り難うございました。それではお手元に配布いたしております「会次第」に従いまして進めさせていただきます。よろしくお願い致します。それではまず本協議会会長であります幸山熊本市長がご挨拶申し上げます。

幸山会長

皆さんおはようございます。それでは第3回目の協議会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、委員の皆様方におかれましては、それぞれ大変お忙しい中にもかかわらずのご出席、心から感謝を申し上げます。また前回の第2回目の協議会からまだ2週間あまりでございますけれども、その中での再度のご出席に対しましても重ねて御礼を申し上げます。丁寧な協議を進めてまいりたいと考えてはおりますけれども、合併特例法の期限等々も考えました時には、こうしたスケジュール、あるいは今日は朝早くからの開催ということにもなったわけでございますけれども、皆様方の今後とものご協力をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

さて、前回でございますけれども、前回の協議会におきましては議員専門部会の付託事項でもございました「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」以上4項目につきましてご提案をさせていただきましたが、4項目ともご承認をいただいたところでございます。合併に向けましての基礎となりますところが、固まったところでございまして、この場をおかりし心から感謝を申し上げます。さらに、本日でございますけれども、前回提案をさせていただきました「地方税の取扱い」「企画財政関係事業」「環境保全関係事業」「水道関係事業」「電算関係事業」以上5つの項目につきまして、前回提案に引き続きご審議をお願いするという運びになっております。それに加えまして今回新たに「市民生活関係」「健康福祉関係」「子ども未来関係」「都市建設関係」「教育関係」以上5つの項目につきまして新たにご提案をさせていただく予定に致しております。只今申し上げましたように本日にしましては特に協議項目大変多くなっておりまして、皆様方におかれましては大変なご労苦をおかけするかと存じますが、この協議会の主旨をご理解いただきましてご協力をいただきますように重ねてお願いを申し上げます。

最後に、改めましてこの協議会を通じまして、私ども熊本市そして植木町双方にとりま

して実り多い協議、そして未来を切り開くようなそんな協議に繋がりますことを願いながら、冒頭にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者

それでは、これより「次第3 議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項によりまして「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願い致します。

幸山会長

はい、それでは規約に従いまして議長を務めさせていただきます。なにとぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、委員の出席数についてであります。本日は全員のご出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、まずご報告を申し上げます。

続きまして、会議録署名委員の指名でございますが、協議会運営規程第8条第2項の規定によりまして、議長が指名することとなっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。本日は熊本市のほうからは地域婦人会の植村委員さん、それから植木町からは森委員さん、両名をお願いしたいと存じます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。最初に協議でございます、協議につきましては、先ほども申し上げましたように、まず、前回提案これをお諮り致します。前回提案の協議第9号から協議第26号までの中の5協議項目につきましては、前回説明を行っておりますので、今回承認の是非についてお諮りをさせていただきます。それでは前回提案の「協議第9号 地方税の取り扱いについて」につきまして、改めまして簡潔に事務局のほうからの説明をお願い致します。

事務局

はい、事務局でございます。長くなりますので着席して説明させていただきます。

では、5ページをお開きいただきたいと思います。協議第9号でございます、「地方税の取り扱いについて」。次のとおり4項目提案しております。まず1つ目でございます、地方税のうち都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。2番目でございます、地方税のうち事業所税でございます。

ます。事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、課税免除（合併の年度及びその後5年度）とし、その後は熊本市の例に統一する。なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。3番目でございます、「法人市（町）民税」です。法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。次の6ページでございます。4番「入湯税」でございます。これにつきましては、前回委員さんのほうから要望がありましたのでこれを加筆しております。地方税のうち入湯税については、熊本市の例に統一する。なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等（植木温泉等の振興）に要する費用に充てていくものとするということで、下線の部分が今回改めて提案のほうで追加をさせていただいたところでございます。以上4項目でございます。よろしくお願い致します。

幸山会長

はい、只今事務局から説明がありました協議第9号につきまして、改めまして委員の皆様方からご質問・ご意見等がありますれば伺ってまいります、いかがでございましょうか。

古田委員

都市計画税と都市計画事業の関係について質問をさせていただきたいと思います。都市計画税は市街化区域に課税されるのが基本と考えておりますけれども、9ページの下から2段ですけれども、その他の事情がある場合には、市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても同様とする。という記載がありますけれども、この「その他の特別の事情がある場合」とはどのようなことか、お答えをお願いしたいと思います。

幸山会長

はい、それでは只今の古田委員さんからのご質問については、担当課からの方からお願ひします。

事務局（熊本市資産税課）

熊本市資産税課でございます。只今の質問でございますが、「特別な事情がある場合」ということで記載しておりますけれども、私共の熊本市の税条例の中にその都市計画税の納税義務者等ということで規定がございます。その中に市街化区域内に所在する土地及び家屋に対してということで規定しておりますので、私どもと致しましては、市街化区域内だけ

ということで課税させていただいているところでございます。

古田委員

じゃあですね、都市計画事業には上下水道事業なり、あるいは都市計画の道路事業等があると思いますけれども、「その他の特別の事情」にですね、下水道なり道が、市街化区域はいいわけですが、白地の市街化調整区域に下水道の配管をしたりとか、道が拡張されたりとか、そういう部分があるかと思いますが、その時の都市計画税との関係はどうなりますか。

幸山会長

只今のお尋ねにつきましては、事務局のほうからお願いします。

事務局

いわゆる課税の相手としてはですね、都市計画区域の中の市街化区域以外も出来るような特例が書いてありますが、熊本市としては条例として市街化区域だけから税をいただく、というふうにしているということですので、市街化調整区域だったり白地だったりというようなことに関しまして、白地でもですね市街化区域内なら当然課税対象になるわけですが、それ以外のところは課税対象にならないというご説明でございます。これは誰からいただくかというお話でございます。

古田委員

もう1つ、都市計画事業としてのですね、道路及び下水道の実施を進めている都市計画税を課税していない市街化調整区域に、目的税である都市計画税を使ったことは熊本市の場合はありませんか。逆に、市街化調整区域内での事業実施をする区域に課税をしたことがあるかどうか、お伺いしたいと思いますけれども。

幸山会長

今のお尋ねを担当課のほうからお願い致します。

事務局（熊本市資産税課）

あくまでも、都市計画区域内だけの課税ということで、調整区域には課税したことはございません。以上でございます。

幸山会長

よろしいでしょうか。どうぞ他にご意見・ご質問等がありますればお願い致します。

小佐井委員

只今の質問に関連致しておりますけれども、おそらく今のはもう少し平たく申し上げれば、税負担が生じていないから事業の実施がなされないかどうかとか、事業の先送りがなされないかという不安視したような部分からの、そういった視点でのご質問であったのかなというふうに今私自身は捉えたんですけれども、要は白地の地区であってもこういう事業は計画があるというところですね、上下水道とか下水関係とか、事業の計画があるけれども、そこは当然白地で市街化調整区域になっていると。税負担が生じているのは市街化区域であるということですから、税の負担が生じていない区域において、要は事業の実施これが計画通り進められるかどうか不安視されている、そういう視点での質問だろうというふうに私は捉えたんです。ですから、そういう視点であると、ちょっともう少し事務方のほうからも明確な回答をいただければどうかというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

幸山会長

はい、事務局のほうからお願いします。

事務局

例えばですね、都市計画道路というのは市街化調整区域も通っております。場所的に言いますとですね。そういうことで、課税対象はあくまでも市街化区域ですが、事業自体はですね、市街化調整区域でも行われます。都市計画事業は。ですので、課税してないからそこでは都市計画事業を行わない、というようなことはございません。ということでございます。

幸山会長

よろしいでしょうか。どうぞ、他にご意見・ご質問が有りますればお願い致します。

他ありませんでしょうか。それでは、ご意見・ご質問等無いようでありますので、協議第9号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

有り難うございます。それでは協議第9号「地方税の取扱いについて」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして「協議第17号 企画財政関係事業について」につきましては事務局からの説明をお願い致します。

事務局

15ページをお開き下さい。企画財政関係事業でございます。2項目ありまして1番です。企画財政関係事業のうち慣行の取扱いについては、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。2番目でございます、企画財政関係事業のうちコンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました「協議第17号 企画財政関係事業について」につきまして何かご意見・ご質問等があればお願い致します。

森 勢剛委員

17ページの「市の歌」についてお尋ねをしてみたいと思います。植木にはご承知のように全国に知られた「田原坂音頭」というのがあるわけでございますが、この中において「市の歌」が提案されておるところでございますけれども、この「田原坂音頭」というのを熊本市の歌と同様に位置付けが出来ないものかということでお尋ねをしてみたいと思います。

幸山会長

はい、それでは只今の森委員さんからのご提案については事務局のほうからお願い致します。

事務局

「市の歌」といいますか、「市歌」といいますのは、市に1つということでございまして昭和5年に制定されてずっとこれを使わせていただいているということで、それ以外にもですね、熊本市にも例えば100周年記念で作った歌でありますとかですね、地域、地域で例えば具体的に言うと盆踊りの時とかなんかにお使いいただくような歌とかいうのがございまして、そこらへんでは非常に活用をされております。そういう意味ではですね、市で歌う歌が1つという必要はないわけでございますが、正式に「市歌」として制定するものにつきましては、ここでは出来ましたらこれでさせていただけないかというお話でございまして、そういうお願いでございます。

幸山会長

ですから、「田原坂音頭」については色々な場面で活用していきたいというふうな事ですよ。

事務局

はい。当然「田原坂」というのは観光上も重要でございます、そしてまた有名な歌でもございますので、色んなところで活用させていただきたいというふうに思っております。

幸山会長

よろしいでしょうか。どうその他に何か企画財政関係につきましてご意見・ご質問等があればお願い致します。

それでは、他にご質疑がないようでありますので、協議第17号につきましても原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(はいと返答あり)

幸山会長

有り難うございます。それでは協議第17号につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして「協議第21号 環境保全関係事業について(その1)」についてであります。それでは、まずは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

21ページをご覧いただきたいと思います。4項目あります。1番目でございます、環境保全関係事業のうち合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。2番目でございます、環境保全関係事業のうちごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。3番目です、環境保全関係事業のうち環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。4番目です、環境保全関係事業のうち新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。以上4点でございます。

幸山会長

はい、只今事務局から説明のありました協議第21号につきまして、どうぞ何かご意見・ご質問があれば伺ってまいります、いかかでしょうか。個票につきましては、23ページから29ページまでがそれにあたります。

特にご意見・ご質問ありませんでしょうか。もし、もう少し時間が欲しいという方がいらっしゃれば、手を挙げていただければというふうに思いますが、特にございませんでしょうか。

幸山会長

はい、それでは無いようでありますので、協議第21号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。続きまして「協議第25号 水道関係事業について」についてであります。では事務局からの説明をお願い致します。

事務局

31ページをお願いします。「水道関係事業」3点でございます。1番目です、水道関係事業のうち植木町の上水道整備計画（平成21年度～28年度）は、新市へ引き継ぐ。ということで、前回この上水道整備計画の中に年度を入れてほしいというご提案ありましたので、本日は加筆しているところでございます。2番目でございます、水道関係事業のうち簡易水道使用料（水道料金）については、熊本市の料金体系に統一する。3番目です、水道関係事業のうち簡易水道分担金（加入金）については、植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは、現行のまま継続する。以上3点でございます。

幸山会長

はい、今説明のありました「協議第25号 水道関係事業について」であります。先ほど説明がありましたように、小項目で言いますと、上水道につきましては、前回のご意見をふまえて上水道整備計画の後に（平成21年度～28年度）ということで、期間の明示をさせていただいているということでございます。ここが、前回からの変更点でございます。何かご意見・ご質問があればお願い致します。

よろしいでしょうか、特にご意見・ご質問ありませんでしょうか。

幸山会長

それでは、ご意見・ご質問も無いようでありますので、協議第25号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

ありがとうございます。協議第25号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。それでは続きまして、「協議第26号 電算関係事業について」であります。それでは事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局

37ページでございます、電算関係事業について、電算関係事業のうち基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。ということでございます。以上です。

幸山会長

はい、只今説明のありました「協議第26号 電算関係事業について」ということですが、何かご意見・ご質問があれば伺ってまいりますが、いかがでございましょうか。

(「ありません」という発言あり)

幸山会長

「ありません」ということですが、特にございませんでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

それでは、ご意見・ご質問も無いようでありますので、協議第26号につきましても原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

ありがとうございます。それでは協議第26号につきましても原案のとおり承認ということで、取り扱わせていただきます。

それでは続きまして、「協議(2) 今回提案」に入らせていただきます。今回提案の協議第18号から協議第24号までの中の5協議項目につきましては、最初の協議になりますので、委員の皆様方に対しまして個票も含めましてご説明を行いました上で、次回の第4回協議会での承認の是非をお諮りしたい、と考えております。よろしく申し上げます。

それではまずは「協議第18号 市民生活関係事業について（その1）」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

それでは49ページからご説明をさせていただきます。「市民生活関係事業」でございます。5点あります。1番目でございます、市民生活関係事業のうち町名・字名の取扱いについて、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。2番目でございます、市民生活関係事業のうち行政連絡機構の取扱いについて、熊本市の町内自治会制度へ統合する。ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。3番目でございます、市民生活関係事業のうち町内自治会活動支援事業について、町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。4番目でございます、市民生活関係事業のうち防犯灯設置補助金について、熊本市の例に統一する。5番目でございます、市民生活関係事業のうち地籍調査の今後の計画について、植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。ということで、一応この5項目について提案を差し上げております。

内容の調査票でございます、53ページ以降をご覧くださいと思います。「町名・字名の取扱い」でございます。ここに具体例を書いております「鹿本郡植木町大字鑑田〇番地」が「熊本市植木町鑑田〇番地」ということで、このような取扱いをさせていただきたいということでご提案しております。54ページからは「各市・町名」でございます。次62ページでございます。行政連絡機構に関しまして、熊本市は自治会制度をもっておりまして、80校区726町内自治会ということでございますけれども、植木町については嘱託員の110名の方ということでございます。この63ページのほうに主な違いというのが記載しておりますけれども、現在相違点と課題は、62ページの最後のほうに書いておりますけれども、植木町では平成22年4月に町内自治会制度に移行する予定で現在準備を進められていると伺っております。これは、先ほども申しました植木町地域自治協働型施設検討委員会のほうで現在検討されているということで、3月には答申されるという予定ということと伺っているところでございます。63ページでございます、先ほど申しました「熊本市と植木町の比較」を書いておりますけれども、まず、植木町さんは嘱託員ということで準公務員ということで、区長さんが兼ねておられるということでございます。活動内容その他依頼する事項は、概ね町、市とも似通っているかと思っております。64ページを見ていただきたいと思います。上から3つ目、報酬でございます。熊本市の場合には町内自治会のほうから会長手当てをやっているのに比べまして、植木町のほうは平等割りとは個数割りということで、年額が規定されているところでございます。それから、自治支援については熊本市のほうでは町内自治振興補助金ということで、均等割・世帯割、

後で出てきますけれども、防犯灯設置の補助金等の支援がされております。植木町さんのほうでは行政連絡の補助金等はここに記載されているように、財政的支援を受けておられるということで、以上、熊本市と植木町さんの主な比較につきまして記載させております。次に65ページでございます、「町内自治会活動支援事業」ということで、これにつきましては熊本市の例に統一するというので、植木町さんには該当はありませんけれども、熊本市では、町内自治振興補助等に2つ、それから下の※印に書いております地域コミュニティーづくりの支援補助金等があるところがございます。以上、熊本市の例に統一することになっております。次66ページでございます、先ほど申しました「防犯灯設置補助金」でございます。熊本市の例に統一するとしておりますけれども、植木町さんのほうでは行政区からの申請に基づき、町が全額負担ということになっておりまして、熊本市の場合は各自治会に補助金を交付し、工事代等の約5割を補助しているということになっております。ただ、ここになお書きで書いておりますけれども、熊本市のほうでございます、交通量の多く設置が必要と思われる路線や交差点については、道路照明灯として全額市において設置し維持管理しているということになっております。それから、維持管理の補助でございますけれども、熊本市のほうでは維持管理費として年額2,000円ほど1灯あたり支給をしているところがございます。植木町さんのほうは維持管理費に関しては行政区が負担されているということがございます。このへんが違いになっております。熊本市の例に統一するというのでご提案を差し上げております。それから67ページでございます。「地籍調査の今後の計画」ということで、これは新市へ引き継ぐということで、熊本市、植木町さん、お互い平成22年度には第六次十箇年計画を策定し引き続き調査を進めていくものでありまして植木町さんも同様でございます。これにつきましては、新市へ引き継ぐということで提案をしております。以上が市民生活部会のご提案でございます。

幸山会長

只今「協議第18号 市民生活関係事業について（その1）」につきまして事務局の方から説明が終わったところでございます。どうぞ、何かご意見・ご質問、あるいはご不明な点ありますれば、遠慮なく発言していただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

小佐井委員

「自治会制度」の件についてお尋ねしたいと思います。この件につきましては前回研究会でもお尋ねしたことがございますけれども、自治会制度に移行するということになりますと、1つの地域性の問題があるかなど、適合しやすい地域、そうでない地域、というのが、これが植木の地域においては顕著に存在していると捉えております。ただ植木町におきましては、1つの変革の時期であろうということで、公民館制度のあり方諸々含めた上で組

織変革が自主的に進んでいるわけでございまして、総論から申し上げますと後々は自治会制度のほうが望ましいのではないかという捉え方であろうというふうに私は認識致しております。ただ、1つどうしても問題になりますのが、この中では各論として嘱託員制度の廃止に伴い報酬等の廃止が出てくるということになりますと、これまでに培われてきたもの、急激にその後引き継いでいく方々がどのように捉えていかれるのかという、このへんは大きな問題として残るのではないかというふうに考えております。その件で、どうしてもこれが嫌だということではなくて、ですね、熊本市域のほうでは、市長のお膝元であります旧北部町でありますとか飽託4町ではおそらく過去の事例として、ですね、移行される時に色々研修等も重ねていかれたというふうに承ったわけでございますけれども、私が今日お伺いしたいのは、どのようにしてスムーズに移行していくのかというですね、その研修の内容でありますとか、時間的なものでありますとか、その過去の経緯からお示しいただければそこを伺いたいなというふうに思っております。

幸山会長

はい、それでは只今のお尋ねにつきましては、地域づくり担当課のほうからお願いを致します。

事務局（熊本市地域づくり推進課）

はい、只今ご質問いただきました嘱託員制度から町内自治会制度への移行でございますが、先だっの研究会の中でもこの自治会制度に移行する段階にどのような市の対応があったか、ということで、これにつきましては、ご説明致しましたとおりでございますが、小佐井委員のほうからもおっしゃられたとおりでございますが、具体的にそこのところをどのような形で対応していくのかというところでございます。で、行政区が嘱託員制度ということでございますので、植木町さんと行政のほうと十分連携を取りながら、この問題は進めていかなければならないと思っております。活動されています内容につきましてはほぼ同様のものであろうと思っておりますが、やはり移行という形になりますと、熊本市の町内自治会が具体的にどのような形で運営されておるのかというその運営上の問題が非常に大きな点になるのかと思います。現在この中で紹介させていただきますと、熊本市の1町内の平均的な世帯数といいますのが大体338世帯でございます。町内自治会費につきましてもひと月342円ということで、その運営につきましては町内会長さん副会長、会計さんそして隣保班体制ということになっております。こういう組織をやはり作っていかねば、この熊本市の町内自治会制度というのが、うまく流れないのかなという危惧する点もございます。ですから、まず、熊本市の実態がどのようなものであるのかというのをお示しする必要があるんじゃないか、と。で、それを十分ご理解いただきながらどのような形で移行させていくのかということで、住民の方々のご意見、あるいは組織的なもの、そういったものが十分反映される形というのを、現在の熊本市、植木町さんの方と十

分その点での理解を深めていった上で、各集落の方にきめ細かな説明が必要であろうと思っております。以上でございます。

幸山会長

はい、まずは熊本市側の実態を示してと、いうことで、移行時期につきましてはこの調整方針の中では示されていない、ということでございますが、いかがでございましょうか。

小佐井委員

只今、具体的な1点は月の会費と申しますか、おそらく4,000円位までというようにお話を伺いまして金銭的なラインというのも理想的な部分であるのかな、と、地元の会費と比べましてそういうふうにならなかつた感じがいたしますけれども、ただその、ほぼ同じような内容での活動というふうなお話も承ったところでございますけれども、私が一番気にしておりますのは、そこに若干の違いがあるだろうというところを捉えております。と申しますのは、以前これは市長ともお話申し上げたことがあるかと思っておりますけれども、「村社会」という点におきましては、やはりどうしても、地区の行事の中に神社・仏閣色々関係してくるやつが絡んでいるところが沢山ございます。これが田舎に行けば行くほど根強く残っている、と、こういったものが自治会の活動といわゆる神社・仏閣の信仰の関係ですね、それがゴチャ混ぜになった状態の中で運営されている、と。これが自治会制度になることによって切り離されていく部分、当然これは私は政教分離の法則からいけば違憲というふうには捉えておりますし、実際これが佐賀県で判例がでておりますし、熊本市でも問題になったことがあるというふうには、認識致しております。ですから、そういった諸々の問題が後々でてくる、このことに対してやはり少しずつ対処をしていかなければならぬんじゃないかな、というふうには考えております。ただ、うちの自治体におきましては、それにつきましては重要にとらえて進んでおりますけれども、この事については、よくよく両市町で把握をした上で、ですね、お話を進めていかなければ、先ほど申し上げたような村社会という過去の風土・歴史といったものを持ち込んでいる地域においては非常に廃れやすい部分もでてくる、ということを考えていただきたいというふうには、ご提案というか、お話を申し上げておきたいというふうには思っております。

幸山会長

今のことについて、担当課のほうから何か見解ありますか。

事務局（熊本市地域づくり推進課）

只今ご質問いただきました神社・仏閣等につきまして、あるいは宗教上の問題でございますけれども、これにつきましては平成11年の2月4日の自治会でも神社管理費との区別ということで出ておったかと思っております。熊本市の町内自治会長さん等の会議におきまし

て自治会運営とその神社等に対する宗教上の問題ということで、一応区別していただくような形で熊本市の場合は研修会を通じてお願いを致しております。

幸山会長

熊本市側ではそのような対応をしているということでございます。町内自治会制度は目安として平成22年の4月をめどに進めていращやるといことなのですかね、植木町さんは。まだ時期までは明示出来る段階じゃないのですか。もし、よければ。

藤井副会長

植木町の場合は嘱託員制度をとっておりますけれども、先ほど提案の中でありましたように自治協働型施設いわゆる公民館というのがございますけれども、そこをこれまでの単なる社会教育施設としてではなくて、地域づくりの拠点にしたい、熊本市であればコミュニティーセンターのようなそのような位置づけも加えていきたいということで協働型施設の在り方について検討を進めているところです。で、間もなくその検討の答申がでると思っております、それを受けて21年度を移行の為の期間というふうに考えております。そのことから、自治会制度についても住民の皆様方とじっくり話をしながら啓発を図っていききたい、そのように思っております。まだ自治会制度へいつ移行するか断定的なことは確定致しておりませんが、いづれにしても自治会制度の移行を目標において取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

幸山会長

どうも、ご発言いただきまして誠に有り難うございます。私どものほうでも公立公民館についてですね、今年度からまちづくり交流室ということで、いわゆる生涯学習の拠点からですね地域づくりの拠点となるべく、組織の見直し等も進めているところでございまして、植木町さんが進めておられる方向と私どもも当然地域のコミュニティー、よくいわれますのが68万、70万にとどきそうな大都市の中で地域の繋がりというものをやはり大切にしていって、そういう行政でありたいというふうな思いを持っておりますので、それぞれの良いところを取り合いながらですね、地域コミュニティーの活性化に繋がっていけばと思っております。以上です。

どうその他に何かご意見・ご質問等あればお願い致します。

森 勢剛委員

只今説明にございました、3番の自治活動の支援事業という中身でございますけれども、この中身を見ますと、植木町においては地域自治協働型施設検討委員会の報告を受けて検討するんだという表現になっているわけでございますけれども、この提案の中身をお聞きしますと、次の協議会で承認か否かを決めたいというのが議長のお話であった、というふう

に思っているところがございますけれども、そうなりますと、この報告の時期とこの中身が十分に理解できないで承認をするような形になるような感じがしますが、このへんについてはどのような内容になりますか。

幸山会長

事務局のほうからお願い致します。

事務局

基本的には、最終的に町内自治会制度へ移行していただきたいということでございます。が、現在色々検討しておられます。先ほど小佐井委員からもありましたように、お互いの情報を交換しながら、どのような制度にしていくのか十分に議論していきましようということで、そしてその植木町の自主的な検討委員会の結果を尊重しながら、最終的には町内自治会制度に統一していきましよう、と。そういう形でございますので、これは多分まだしばらくは時間が掛かると思います。それからまた、今さっきのお話をお伺いしますと、地域・地域での話し合いも色々あるでしょうし、報告が出た後も、従いまして、経過措置としてこの下のほうは書かせていただいております。最終的には町内自治会制度へ以降移行する、と、熊本市の例に統一する、というような結論をご承認いただけたらと思っております。

幸山会長

どうぞ。

森委員

内容が時期の問題がちょっとあるような感じが致しますけれども、植木町のことのようにでございますので、了承することに致します。

幸山会長

どうも有り難うございます。どうぞ、他に何かご意見・ご質問等ありますれば、お願い致します。

他ございませんでしょうか、他無いようでありますれば、次の協議項目に移らせていただきます。続きまして「協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)」であります。それでは、事務局のほうから説明をお願い致します。

事務局

69ページをご覧ください。「協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)」についてご説明を致します。健康福祉関係事業につきまして承認を求めるものとして5項目ご提案させていただいております。まず第1に、健康福祉関係事業のうち国保料(税)率等

について合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。

第2に、健康福祉関係事業のうち食生活改善事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。」

第3に、「健康福祉関係事業のうち火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。第4に、健康福祉関係事業のうち緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。第5に、健康福祉関係事業のうち障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。と、以上のように提案しているところでございます。75ページをご覧ください。「国保料（税）率等」でございます。制度全体としては、熊本市の料率等が高く設定されておりますが、所得や、家族構成等によっては植木町の税額が高くなる場合もございます。制度比較表の中ほどの平成20年度の料率等で、医療・後期・介護分の合計を見てもみますと、熊本市の所得割は、12.3/100、均等割は46,850円、平等割は25,800円、賦課限度額は68万円となっております、植木町の所得割は10.8/100、均等割は45,000円、平等割は30,000円、賦課限度額は68万円となっております。所得割では1.5/100、均等割では1,850円、熊本市のほうが高くなっておりますが、平等割では熊本市のほうが4,200円安くなっております。また、徴収方法につきましては、熊本市が「料」方式、植木町が「税」方式となっております。国保料等につきましては必要医療費等から額が算定されることとなります為、国保料（税）率等につきましては、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする、徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する、としているところでございます。次76ページをご覧ください、「食生活改善事業」でございます。事業自体の組み立てとしましては、食生活改善推進員の養成事業や地区組織活動支援、食生活改善推進員協議会、と、ほぼ同じであります。個別の内容等に違いが有ります為、この食生活改善事業につきましては、熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続するとしているところでございます。次77ページでございます。「火葬場」でございます。火葬場使用料につきましては、制度比較の表をご覧くださいと解りますように、市内の利用者料金におきまして熊本市の設定料金が植木町の設定料金より低額となっております。そのことから植木町の火葬場については、現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一するとしているところでございます。次78ページでございます。「緊急通報体制等整備事業」でございます。この事業は概ね65歳以上の一人暮らしの要援護高齢者宅に機器を設置しまして、緊急事態の時に簡単な操作で緊急通報センターに接続するというものでございまして、両市町の仕組みについて差異はございませんが、「個人の費用負担」において熊本市では市の徴収基準により個人の費用負担が「発生」します。植木町では個人負担分を町が負担している為、個人の費用負担は「なし」というこ

とになっております。しかし、植木町では機器の設置台数が155台と限られておりまして、常に待機者がいるというような状況にあります為、この緊急体制等整備事業につきましては、熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続するとしているところでございます。次79ページ「障がい者社会参加促進事業」でございます。主な事業につきましては、植木町では福祉タクシー券の交付や、コミュニケーション支援事業が実施されておりますが、熊本市では、運転免許取得費助成や、身障者自動車改造費助成、おでかけパス券・乗車券制度等、植木町にない事業が実施されております為、この障がい者社会参加促進事業につきましては、熊本市の例に統一するとしているところでございます。健康福祉関係事業につきましては、以上でございます。

幸山会長

只今説明のありました協議第19号につきましてご質問があれば伺ってまいります。よろしくお願い致します。

小佐井委員

国保について2点ほどお尋ねしたいと思っております。前もって一言申し上げたいと思っておりますけれども、国保財政、両市町とも色々厳しい部分があるなと感じております。うちの中でも色々な問題も展開されておりますので、決して熊本市さんのほうをどうこうと攻めるようなつもりで質問する訳ではないということを、是非捉えていただきまして、若干あつかましく数字的内容に入るかもしれませんが、お許しいただきたいというふうに思っています。

まず、収納率につきましては、88.19%というようなことで記載がなされておまして、90%をきっているということになります。間違っていたら申し訳ございませんが、国からの補助金関係は、おそらく92%、93%をクリアするといいただける部分があると思っておりますけれども、この金額がどの位いただけるのかというのがお解かりになればお示しいただきたい、というのが1点。それと、収納対策も大変だろうとは思っておりますけれども、収納対策についてはどのような形で取り組んでらっしゃるのか、例えば組織内の対応（庁舎内でどういう形で組織を編制して対応しているのか）でありますとか、例えば住民への働きかけ・啓発等、具体的にどのように展開されているのかという、そういった諸々につきましてお示しいただければ、大変有り難いなというふうに思っております。

幸山会長

じゃあ、まず、その2点を担当課のほうからお願い致します。

事務局（熊本市国民健康保険課）

まず、収納率に伴います国の普通調整交付金のカットでございますけれども、人口規模

によりまして、収納率のカットの基準が違っております。調査票のところに書いてありますのは、一緒の収納率でございますけれども、カットの対象として見ますのは、現年の一般分でございます。それによりまして90%をきりますと5%カット、88%をきりますと7%カットということでございまして、熊本市の一般被保険者の現年分は86%程度でございますので、現在7%カットを受けております。金額は3億円弱でございます。それから、収納対策でございますけれども、熊本市も力を入れておるところでございますが、今年度から収納嘱託員を約3倍にのばしまして、100人体制ということで取り組んでおります。民間のコールセンターにも委託を致しまして、初期滞納者の方への電話での督促をしているというようなこともございます。市民の方への周知でございますけれども、市政だより、あるいは民間のフリーペーパー等を活用致したりして、収納のお願いをしているというところでございます。以上でございます。

幸山会長

はい、以上2点担当課のほうから説明がございました。いかがでしょうか。

小佐井委員

2点目の質問を申し上げたいと思います。おそらく市のほうで国保の値上げについて現在凍結であろうかというふうに思っておりますが、25年、26年頃をめぐりに引き上げの予定があるのかもしれない、というふうに私は捉えております。どこの市町村でもそうであろうと思っておりますけれども、この点についてですね、具体的に何年度にどういうふうになるのか、どの位になるのか、ということ、その辺をお示しいただきたいと思います。

幸山会長

それでは、「国保料の引き上げについて」の考え方について、お願いします。

事務局（熊本市国民健康保険課）

熊本市も、国保の財政健全化を目指します為に「健全化10ヵ年計画」というのを策定致しまして、それに基づいて対策を進めているところございますが、保険料率の改定につきましてもその他の項目と合わせまして、取り組みの柱としているところでございます。それに基づきまして、平成18年度に医療分約6%の料率改定をさせていただいたところですが、当初3年毎の定期的な改定ということで、次回は21年度、その次は24年度、ということにしておりましたが、被保険者の方々の保険料負担の増大ということもございまして、昨年度この改定時期を先に繰り延べるという決定をしているところでございますので、21年度の料率改定は繰り延べております。今後の見通しということでございますが、来年度、21年度に再度健全化計画を見直すことにしておりますので、その時に国保財政の全体を見ます中で、料率の改定についても検討させていただく、ということにして

おります。以上です。

幸山会長

後期高齢制度等もスタートしましたものですから、全体的な計画の見直し（国保料の引き上げについては先ほどご説明がありましたように見送ってはおりますけれども）、そういった中で考えていく、という説明でございました。よろしいでしょうか。

小佐井委員

はい、有り難うございます。国保とは別件でございますが、1つお尋ねを申し上げたいと思っております。健康福祉関連、これは総論的なものでございますので市長でもこの見解については出来れば、いただければというふうに思いますけれども、例えば団体自治において私は福祉関係の部分、社会的弱者であるいわゆる障がい者の方々でありますとか、高齢者福祉であるとか、そういったものは拡大に伴い料金制度、サービス等も向上するのではないかととらえております。町が拡大してそれだけの大きな負担、権限、機能をもって予算的な規模も大きくなればそれに付随していくものであろうというふうに捉えておりますけれども、ただ、今度町が拡大することによって住民サービスを受ける側の意識の問題といいますか、なかなかその辺も本来受けられるはずのものが受けられなくなってしまうというような部分も出て来はしないかと少し懸念する部分がございます。この件については、やはり住民に対する啓発等の問題も十分でなければならぬというふうに思っておりますけれども、この件につきまして私はちょっと、今申し上げたように、町はよくなるんだけれども、サービスを受けるのは現状としてどうであるのかな、というのを調査しているところでございます。この件に関しまして、もしも市長のほうから見解があれば是非いただきたいなと思っております。

幸山会長

ご指名をいただきましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思いますが、確かにですね、色んな障がい者あるいは高齢者の方々に対するサービスメニューと言いますか、それは色んなメニューを揃えているのではないかとというふうに考えております。ただ負担等の問題につきましてはですね、これは先ほどの国保のようにですね、植木町さんより高いものもあるわけでございますが、メニューに関しましては、かなりの多様のメニューを揃えているのではないかと思っております。しかしながら、それがきちんと当事者にですね、いきわたるかどうか、伝わるかどうかという部分が非常に大事であろうというふうに思っております。そういう中で先ほど住民自治のところですね、自治会制度等の話も出てまいりました。そういう中でやはり私どもと致しましては、地域のコミュニティーというものをもっと大切にしていかなければならないということで、自治会制度の充実であれ、あるいは校区自治協議会という新たな組織の立ち上げであれ、ということ、今

進めているという状況でございます。これを福祉のほうに考えてみましてもですね、それぞれ保健福祉センター（東西南北、中央）でありますけれども、その保健福祉センターで保健師校区担当制といたしますか、これもですね、数年前から敷かせていただきます中で、その保健師とそれから地域における社協あるいは民生委員さん民生児童委員さん等々との連携の中でその地域福祉の充実ということに取り組ませていただいているところでもございます。1つの課題としてはですね、例えば児童虐待というふうな新たなテーマも出て来ております中で、校区毎の子育て支援ネットワークの設立。それは子育て支援というだけではなくて、児童虐待に対する早期発見・早期対応という意味も持っている訳でありますけれども、そうした地域福祉の充実というものを私どもの中でも組織的に整えていながら地域のそれぞれの団体の連携を深めていく中で対応していきたいというのが今の考え方であるわけでありまして。よろしいでしょうか。

小佐井委員

少々取り留めの無いような質問を申し上げたというふうに今思っておりますけれども、違う所を回って伺いますと、やはり住民サービス自体は大きくなって良くなる、負担よりも受けるもの、恩恵といたしますか、それ以上あるというように評価はされておりました。ただ、受けるサービス自体は存在したとしても、受け取る側の人間が本当にそれを受け取っていいのかどうか、例えば色々ありました北九州市の例でありますとか生活保護の問題でありますとか、そういったことも含めて本当にそれを受けていいのかどうかという現実的な問題があると考えておりますので、今後は是非皆さん方の見解をいただきたいというふうに思っております。

幸山会長

また個別の具体的なケースの中で、ですね、小佐井委員さんがお気づきの件ありますれば、この協議会等でご発言いただければというふうに思います。

どうぞ、他に何かありますれば。はい、吉本委員さんどうぞ。

吉本委員

「食生活改善事業」についてお尋ね致します。これは熊本市の方は委託料で70万円という金額を上げておりますが、その後の推進活動支援のほうですね、熊本市の食改善資金協議会の方におきましては補助金が50万円、植木町においては85万円と出ております。食改善事業、これは大変重要なものがございますし、子供達の食育というようなことで取り上げられてやっているわけでございますが、熊本市さんの方ではこれをどのようにお考えでしてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

幸山会長

それでは、担当課のほうから「食生活改善推進協議会」に対する助成も含めた考え方と
いいですか、お願いします。

事務局（熊本市健康づくり推進室）

今ご質問がございました食生活改善推進員の活動の助成の部分でございますが、熊本市
の場合には、組織に対して50万円の団体助成金の交付をしておりますが、今おっしゃら
れた活動に関しましての分は、先程お話にもありましたように70万円の中で各校区に1
回ずつですね、健やか食生活改善講習会という、そういった講習会をやる具体的な材料費
等の助成をやっているところでございます。ですから、この50万円に関しましては、
具体的には植木町さんも行っておられるような、協会と組織としての活動の部分、それと
自主的に研修会をすとか自主的に活動をする、そういったところの助成金という形でそ
れぞれ執行させていただいているところでございます。

幸山会長

はい、いかがでございましょうか。はい、吉本委員さんどうぞ。

吉本委員

そういうことで、委託料の方で活動支援をやっていると、それから推進協議会のほうに
は50万円というような話でございます。その事業内容についてはあまり変わらないので
はないかと思うのですよね。植木町におきましても、組織活動支援の方でもやっておりま
すし、それから、推進協議会の方としても色んな部分で活動いたしております。その中で
保育園でも巡回栄養指導をやっているのです、それもやるということでございますけれど、
やはり人口的、全体的に見た時にはですね、どうしても少ないような感じが致しますよね。
ですからやはり食生活の重要性を考えた時には、推進協議会においてもきちっと補助金を出
して取り組んでいただくというのが重要じゃないかなと思いますので、よろしくお願
いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

幸山会長

はい、それではお願いします。

事務局（熊本市健康づくり推進室）

地域で食生活改善推進員さんが果たされる役割は大きいものがございますので、私達と
しても今後期待しているところではございます。おっしゃるように補助金という形での交
付の方法、それから今直接経費の中で食育に関しては色んな事業取り組んでいる部分ござ
いますので、そういった中での共同の部分というのも含めて今後協議をさせていただき
たいと思っております。

幸山会長

どうぞ、吉本委員さん。

吉本委員

よろしくお願ひ致したいと思ひます。

幸山会長

有り難うございました。どうぞ、先ほど手を挙げておられた服部委員さん、お願ひ致します。

服部委員

78ページなのですけれども、身近な問題で恐縮なんです、我が家が今この町の状態なのですよね。で、熊本市の担当の方にお尋ねしたいのですが、熊本市の場合申し込みしたらすぐにできるのか、台数がどの位あるのか、費用がどの位なのか、標準の形で結構ですから、教えていただきたいと思ひまして。

幸山会長

それでは、担当課のほうからお願ひ致します。

事務局（熊本市高齢介護福祉課）

この緊急通報システムにつきましては、熊本市の場合は申し込みがございましたら、地域包括支援センターの方から調査致しまして、で、その申請書がでましたら約1月間位で設置することが可能となっております。なお、ここに書いてございますとおり、対象者の方に費用徴収として所得の高い方からは一部の負担金をいただいておりますけれども、低所得の方は一応無料ということになっております。以上です。

幸山会長

服部委員さん、いかがでございましょうか。

服部委員

分かりました、結構でございます。

幸山会長

どうもありがとうございました。どうぞ他に何かご意見・ご質問あればお願ひ致します。

吉本委員

先ほど国保の方で、事業についての質問もあつて色々お話もでておりましたけれども、

今、健診率を上げたら、その補助金上がるっていうようなことになっておりますよね、今年度から。で、健診率を上げるってのがとても大事になってくると思うのですが、熊本市さんはどの位健診率上がっているのでしょうか、教えていただければと思ひまして。

幸山会長

特定検診の受診率についてということですが、担当課のほうからお願い致します。

事務局（熊本市国民健康保険課）

委員ご指摘のことですが、24年度段階の特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、及び20年度に比べました24年度のメタボリックシンドロームの患者さん・その予備軍の方々の減少率、この3つの指標を持って国保会計から後期高齢者支援金として拠出します金額の10%の範囲以内の加算減算という仕組みでございます。ですから、実際に国保会計に影響があるのは25年度会計からでございます。

熊本市の特定健診の受診率でございますけれども、今年から始まりました新しい事業でございますが、今年度は30%を目標にしております。これはどこの市町村でも作るようになっておりますので実施計画では30%と設定しておりますが、ご指摘のとおり中々難しいものでございまして、20%に届くかどうかというところでございます。以上でございます。

吉本委員

ありがとうございました。

幸山会長

どうぞ他にご意見等あればお願い致します。

他はございませんでしょうか。無いようでありますればまた次回の協議会でもご質問いただく機会がございますので、もしあればその場でもお願い申し上げたいと存じます。それでは次に移ってもよろしいでしょうか。

（はいとの返答あり）

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第20号の「子ども未来関係事業について」でございます。事務局からの説明をお願い致します。

事務局

81ページをご覧ください、「協議第20号 子ども未来関係事業について（その1）」に

についてご説明を致します。子ども未来関係事業について承認を求めるものとして7項目をご提案させていただいております。まず第1に、子ども未来関係事業のうち健康教育（母子保健）について、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、約5年間の経過措置等を設定する。第2に、子ども未来関係事業のうち乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。第3に、子ども未来関係事業のうち地域子育て支援センターについては、当分の間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。第4に、子ども未来関係事業のうちひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、5年間現行のとおりとする。第5に、子ども未来関係事業のうち保育料については、熊本市の例に統一する。第6に、子ども未来関係事業のうちつどいの広場事業については、現行のとおり継続する。第7に、児童育成クラブ管理運営事業については、現行のとおり継続する。運営費補助については熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。以上のように提案しているところがございます。85ページをご覧ください。「健康教育（母子保健）」でございます。事業の対象者や事業の内容に違いがありますが、主な内容としましては、植木町では親子クッキング教室や、歯科健診教室が実施されており、熊本市ではもうすぐパパママ学級や育児教室・ピカピカ・カミカミ教室、育児サークル、虐待予防教室と、植木町には無い事業が実施されております為、母子保健につきましては熊本市の保険福祉センター等で実施されている事業は新市の事業として継続すると、植木町で実施している各健康教育事業については5年間の経過措置を設定するとしているところがございます。次に87ページでございます。「乳幼児健診」でございます。植木町では、乳幼児の各健診が毎月1回集団健診で実施されており、熊本市では、乳児健診が委託医療機関における通年制の個別健診で実施、幼児健診が週1回から月3回の集団健診で実施されております為、乳幼児健診につきましては熊本市の例に統一する、ただし実施場所については健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施するとなっているところがございます。次に89ページをご覧ください。「地域子育て支援センター事業」でございます。地域子育て支援センターは植木町に3箇所、熊本市に13箇所設置されておりますが、植木町ではセンター型・小規模型・広場型で実施されており、熊本市ではすべてセンター型に移行をしております。また、事業補助につきましては、熊本市では450万円を限度としているのに対しまして、植木町では国の基準に従い799万6千円を補助していることから、この子育て支援センター事業につきましては、当分の間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討するとしておるところでございます。次に90ページをご覧ください。「ひとり親家庭等医療費助成事業」でございます。この事業はひとり親家庭の20歳未満の子どもの医療費を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図るという目的で両市町で実施されておりますが、植木町では通院に関しては医療費自己負担額の2/3、入院に関しましては自己負

担全額の全額の助成が行われているのに対しまして、熊本市では通院入院とも自己負担額の2/3の助成となっております。このひとり親家庭医療費助成事業につきましては、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については5年間現行のとおりとする。としているところでございます。次に91ページ「保育料」でございます。詳細につきましては92ページをご覧ください。植木町・熊本市それぞれ表の中ほどの列に保育料額が各階層ごとに記載されております。植木町のほうが少し細かく区分されているところでございますが、これを比較してみますと、第2階層から第7階層までのうち、植木町の第2階層の一部、第5、第6、第7階層についてのみ熊本市の保育料より植木町の保育料が低くなっておるところでございます。しかし、その他の大部分の階層では熊本市の保育料のほうが低額になっております。この保育料につきましては、熊本市の例に統一するとしているところでございます。次に93ページでございます。「つどいの広場事業」でございます。この事業は子育て中の親子が気軽につどい交流する場の提供や子育てに関する情報提供、相談を通じて親子の支援を行うというものでございまして、植木町では、週4日（火曜から金曜の一日5時間）、熊本市では週6日（月曜から土曜の9時間）が実施されておりますが、両市町の運営方法が異なり、植木町では直営方式、熊本市では指定管理者方式で運営がなされておりますことから、このつどいの広場事業につきましては、現行のとおり継続するとしているところでございます。94ページをご覧ください。「児童育成クラブ管理運営事業」でございます。この事業は放課後や長期の休み期間を児童が安全に過ごせるよう実施しているものでございまして、植木町では公設民営や民設民営方式により実施されており、熊本市では公設公営方式により運営されております。開設日や開設時間、利用者負担金などその事業内容についても、植木町・熊本市それぞれに特徴をもって実施されております為、この児童育成クラブ管理運営事業につきましては、現行のとおり継続する。運営費補助は熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一するとしているところでございます。子ども未来関係事業につきましては以上でございます。

幸山会長

はい只今説明のありました協議第20号につきまして何かご意見・ご質問等があれば伺ってまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

幸山会長

それではご意見・ご質問でないようでございますので、また次回の機会もございまして、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

（はいとの返答あり）

幸山会長

それでは次の協議項目に移らせていただきます。続きまして「協議第23号 都市建設関係事業について(その1)」でございます。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

それでは95ページをご覧いただきたいと思います。都市建設関係事業のうち次の事業については、熊本市の例に統一するという事で、「里道の整備」「私道の整備」「下水道の使用料」「受益者負担金」と4項目でございます。2番目が都市建設関係事業のうち下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐということでございます。それでは調査表に基づいてご説明させていただきます。99ページ、「里道の整備」でございます。植木町と熊本市ということでここに制度比較をしております。まず、熊本市のほうが充実しておりますということで、植木町さんの方は原材料のほうを支給されているということで熊本市のほうでは農道整備においても補助金が70万円、植木町さんのほうは45万円ということで、一般的に熊本市のほうが充実するという事で、熊本市の例に統一をするということで提案をさせていただいております。それから100ページでございます、「私道の整備」でございます。これに関しましても熊本市のほうで充実しているのではないかとということで、熊本市の例に統一をさせていただいております。また、植木町の方は原材料の支給ということで、熊本市の方は補助基準額の上限が250万円ということで熊本市のほうで充実しているということで、熊本市の例に統一をしております。それから「下水道計画」でございます。植木町さんのほうも下水道計画に基づいて下水道が整備されるわけでございますけれども、これにつきましては、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐとして提案をさせていただいております。それから103ページでございます。「下水道使用料」でございます。下水道の使用料につきましては104ページ、一般家庭用の世帯については、小口の使用者は熊本市が低額でありますということでございまして、熊本市の例に統一するという事で提案しております。次105ページでございます。「受益者負担金」でございます。受益者負担金につきましては少し算定方法が違いまして熊本市の方は土地の面積割りでございまして植木町は戸割り、人槽換算ということになっております。土地の面積としては、854ha以下は熊本市の方が安く、856ha以上は植木町さんのほうが安くなっております。色々若干相違はありますけれども、一応熊本市の方に統一をさせていただきたいということで提案をしているところでございます。以上でございます。

幸山会長

只今ご説明がありました「都市建設関係事業について(その1)」について何かご意見・ご質問がありますれば伺ってまいります。よろしくお願い致します。

特にございませんでしょうか。それでは無いようであれば次に移ってもよろしいでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

はい、それでは次の協議項目に移らせていただきます。続きまして最後になるかと思います。「協議第24号 教育関係事業について」であります。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

107ページをお開きいただきたいと思います。「教育関係事業」でございます。9項目挙げさせてもらっています。1番目でございます、教育関係事業のうち通学区域（小・中学校）については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一するとしております。続いて2番目です、教育関係事業のうち育英奨学金（育英事業）については熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。3番目でございます、教育関係事業のうち英語指導助手事業については熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手（ALT）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置をする。4番目です、教育関係事業のうち小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。5番目です、教育関係事業のうち図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置付ける。6番目です、教育関係事業のうち図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館のブックスタート事業については、当分の間継続し、図書館友の会への助成金については、5年間継続するとしております。108ページでございます7番目でございます、教育関係事業のうち各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法・施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。8番目です、教育関係事業のうち社会教育関係団体及び補助金について、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。9番目でございます、教育関係事業のうち次の事業について、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討するということになっております。それでは調査表をご覧いただきたいと思います。113ページ「通学区域」でございます。これは校区については現状を引き継ぐということになっております。特に緩衝地区が植木町さんはないということ、熊本市の方は112の地区が緩衝地区として設定されているということでございます。次は114ページ、「育英奨学金」でございます。熊本市と植木町、両方の比較表が

ありますけれども、熊本市の方が金額が高いということ、またメニューが多いということ、熊本市の例に統一するというようにしております。それから115ページ、「ALT」でございます。ALTは植木町さんも相違点と課題を見ていただきますと解りますように熊本市では一人平均4.3校、植木町さんの方は一人あたり2.7校ということで大変植木町さんの方に密になっておりますけれども、これにつきましては116ページも合わせましてご説明させていただきたいと思っております。116ページ、植木町さんのほうで小学校の英語活動推進事業というものを、たしか平成15年から取り入れておられまして小学校の英語教育を活発にされているということで、相違点と課題の下のほうの※に書いておりますけれども、平成21年度から教育課程特例の申請をされまして21年度から英語教育というものを引き続きされているということでございます。そのようなことで、植木町さんの方はかなりやっておられますところから、モデル的な事業としてこれは今後も継続することにしておりますのでこれも合わせまして、先ほどご説明しました「ALT」につきましても、植木町の英語教育計画に配慮していくというようなことで提案をさせていただいております。次117ページ、「図書館の施設管理運営」でございます。これも先ほど言いましたように熊本市立図書館の分館ということで位置付けております。植木町、熊本市の両方の図書館の概要につきましては、ここに書いてありますとおりでございます。次119ページ「図書館行事」でございます。これにつきましては、熊本市・植木町それぞれに特徴ある事業をされておりますけれども、特に植木町さんの「ブックスタート事業」でございます。これについては3ヶ月の健診の時に本を配られるということで、これについては大変成果をあげているということもありまして、当分の間継続するというようにさせていただいております。「図書館の友の会」これも5年間継続するとさせていただいております。それから120ページ、「各種体育施設」でございます。これは121ページに内容について比較表を付けておりますけれども、大体、植木町の町民の皆様方はここに書いてありますとおり無料となっております、「弓道場」だけがお金を取るということになっておりまして、5年間につきましては植木町地域内の運動施設を植木町の住民の皆様が利用する場合はそのまま無料の継続をするということでしているところでございます。次122ページ「社会教育関係団体及び補助金」でございます。これは熊本市のPTA協議会へ一本化をするということで調整を図ることになっているところでございます。組織としては熊本市のPTA協議会が6ブロック118単位、植木町さんは11単位ということになっているところでございます。次123ページ「公民館の運営状況」でございます。これにつきましては、植木町中央公民館は熊本市の例に統一するとしておりますけれども、先ほど町長からもお話がありましたように地域公民館のあり方について現在自治協働型施設検討委員会のほうで色々な議論がされているということでございますので、地区公民館についてはこの報告を受けて検討するというようにしているところでございます。それから125ページ「公民館使用料」でございます。ここにちょっと、色々書いてあります、なかなか広さとかがバラバラでございますけれども、一般的に高かったり安かったりそれほど

大きく変わるものではありませんけれども、植木町さんのほうは冷暖房の方が1時間単位ということで、1時間350円ということ、熊本市の場合は4時間使っても200円ということで、空調をいれますと植木町さんのほうが少し高くなるのではないかとということで、大体12ヶ月のうち9ヶ月間は空調を入れる時期があるというようなことも聞いておりますので、そういう意味で空調を入れる時は熊本市のほうが安くなるのではないかとということもありまして、熊本市の例に統一するというようにしております。ただ先ほど言いましたように施設検討委員会の報告を受けて地区公民館については検討していきたいというようなことで提案をしております。以上でございます。

幸山会長

はい、それでは只今説明のありました協議第24号「教育関係」につきましてご意見・ご質問がありますれば伺ってまいります、よろしくお願い申し上げます。

富吉委員

2点ほどなんですけど、植木町では緩衝区域がなくて、合併した後熊本市に統合する場合、今の植木町の近いところ、改寄町だったりの取り扱いは将来どうなるのかなという部分がまず1点。あと「PTAの連絡協議会のあり方」ですね、今11団体、植木町はあるんですけど、熊本市は6ブロックになっておりまして、自分達のPTA組織がどのブロックに入っていくのか、また今の状態でそのまま組織づけられるのか、その中に割りふられるのか別に再編されるのか、といった組織体制のつくり方をちょっとお聞きしたいんですけど。

幸山会長

それでは「小学校区」の話と「PTA」の話でございますが、担当課のほうからお願い致します。

事務局（熊本市教育委員会学務課）

第1点目のご質問でございますけれども、緩衝地区の設定にあたりましては、まず地域住民の皆様方の総意がある場合に通学の安全確保と合理的な理由があるかどうか、あるいは関係校の学校規模の適正化が将来も含めて図られるかどうかといったところを総合的に判断致しまして設定をさせていただいているところでございます。

幸山会長

という答えであります。ですから、今のところ特に熊本市側の改寄ですとかの人達がどういう風な思いをもたれるのかということと、それと同時に、受け入れ側の方の状況がどうなのかと、その辺を合わせてこれから検討していくというふうなお答えだったわけでござ

ございますが、いかがでございましょうか。もう1点PTAのことは、PTAのほうから委員さんが出てきていらっしゃるの荒尾委員さんのほうからお願い致します。

荒尾委員

現在、熊本市のほうは6ブロックございますけれども、この後熊本市のほうに植木町さんが合併された場合の新しい割り振りにつきましては、最初のうちは、今ある既存のブロックの中に入られるか、植木町は植木町としてそのまま残られるか、そのへんまだ検討中でございます。新しく区割りとか始まった場合に関しましては、PTAのブロックのほうも、また新しく考え直すというふうに話しております。ですから現在のところはっきりした決まりはございません。

幸山会長

どうも有り難うございました。いかがでございましょうか、よろしいですか。

富吉委員

すみません、PTA関係の続きですけど、この議案には扱ってないんですけど、もし合併した場合の先生方の移動だったり、合併したら政令市を目指されることになるんですけど、政令市になった場合は先生方の人事権が、県から市に移行されたりすると思えますけど、多少今の先生達がどうなるのかなってという不安を持たれているところがあるから、そこをお尋ねしたい部分と、もう1点が「耐震問題」ですね。ここ数年学校耐震強化がクローズアップされておりますけど、熊本市でどのような整備計画があるのか、また自分達の学校でもかなり老朽化している学校がありますので、よろしければ計画を聞かせていただければと思います。

幸山会長

1点目は学校の先生の移動の件ですが、合併時と仮に政令市に移行した時と2段階というふうなお尋ねでございますかね。まずはそちらのほうからよろしいでしょうか。

事務局（熊本市教育委員会教職員課）

今お尋ねの先生方の移動の件でございますけれども、まず合併時においては、現在の任命権者の熊本県の教育委員会と熊本市の教育委員会の方で協議をさせていただいて特例等の措置をとる、というようなこともでてくるかと思えます。富合町の例を簡単にご紹介させていただきますと、合併後2年間本人の希望で人事交流等をさせていただいているという状況がございます。それから、政令指定都市移行後でございますけれども、政令指定都市に移行になりますと人事権が熊本市教育委員会の方におりてくるわけでございますけれども、その時点においては県下の人事交流のあり方が問題になってまいります。同じよう

に県の教育委員会と私ども熊本市の教育委員会とが協議してまいりまして、県下全体の広域交流、人事交流のあり方を検討していくということになろうかと思えます。以上でございます。

幸山会長

それでは「耐震の整備計画」についてはどちらの方から。

事務局（熊本市教育委員会総務企画課）

施設課が担当課でございますが、ちょっと今日来ておりませんので変わりにお答えさせていただきます。熊本市の学校施設につきましては10年計画ということで平成27年までに100%の耐震化を完了するように計画を立てているところでございます。植木町さんの学校施設につきましてもその計画の中に組み込みましてそういった耐震化工事を進めてまいりたいと考えております。

幸山会長

富吉委員さん、よろしいか。

富吉委員

はい。

幸山会長

どうぞ、他にありますればお願い致します。

小佐井委員

3点ほどお尋ねをしたいと思います。まず1点は先ほど富吉委員さんが質問されました「緩衝区域」のことについてのお尋ねでございますけれども、合併となりますと恩恵を受けるというよりも、やはり先ほど地域の名前もでておりましたけれども改寄町の子ども達のごく目の前にある植木小学校に来るということになると非常にこれが合併の大きなメリットであろうというふうに私は捉えております。やはり今まで知り合いの保護者の皆様方も沢山あの地域にいらっしゃいましたし、そういう思いがあったろうというふうに思っておりますけれども、ただ、単にこれをメリットだけとして捉えていいものなのかというふうにも思っております。と言いますのが、これまでの培われました川上校区との関係もあるかなというふうに思います。色んな子供会の組織でありますとかこれからの学校での行事関係等その辺の兼ね合いと言いますか、どうやって合わせていくのか、と、いうことで地域との色々な絡みの問題がでてくるかなというふうに思いますけれども、その点についてどういうふうに解消されるのかということをお尋ね申し上げたいと思えます。

幸山会長

まずはその1点のほうからお答えをお願い致します。

事務局（熊本市教育委員会学務課）

今委員さんのお話がありましたように、学校というものは何も通学のみではなくて、色々な絡みがあるわけでございます。そういった中でまずは地域住民の皆様方、保護者の方のお考えを尊重しながらどういうお考えであるのかといったところと共に、自治会活動があったりとかPTA活動があったりとか色んな部分がございますので、その辺の皆様方のご意向をお聞きしながらですね、形式でするのではなくてより具体的に判断していきたいというふうに考えております。

幸山会長

今お答えでもありましたように、やはり学校区というものは子どもの行ける区域というだけではなくて地域のコミュニティー活動にも非常に関ってくるということでもございますので、緩衝区域の設定にあたりましては慎重にと言うか地域の皆様方のお声も聞いた中で、設定させていただいているという状況でございます。

小佐井委員

2点目は「図書館事業」のことについてお尋ねをしたいと思っております。図書館の位置づけと図書館事業については、子育て支援策を始めと致しまして教育福祉政策として幅広く展開して非常に成果を挙げてらっしゃるというふうに思っております。これに対しては、配慮をいただいた形になっているというふうに思っておりますけれども、1つ私が見ておりますのは、今駅前の東A地区が再開発ということで行われております、あの中に情報図書館が入っていく、建設の予定と、こういったものが進められていくにつれて、将来行革の対象になっていかないのか（分館という形に今はなっておりますけれども）、とその部分について若干不安視をしておりますので、よろしければ大変有り難い答えをいただきたいというのが1点、それと「ブックスタート」でありますけれども、5年間継続という形にはなっておりますが、これはさらに拡大の検討は出来ないのかということをお尋ねしたいと思います。

幸山会長

はい2点お尋ねがりましたが、1点目を担当課のほうからいいですか。では、事務局の方からいいですか。

事務局

図書館につきましてはですね、実は北部町の地域の方々なんかもですね、合併したら植

木の図書館にいけるということで非常によろこんでおられるという声をかなりお伺いしますし、植木の図書館が充実しているということもはっきりいたしておりますし、分館として明確に位置付けるというふうな調整方針でございますので、ご心配には及ばないというふうに思っております。それから「ブックスタート」につきましては、5年間ではなくて当分の間というふうに書いておりますので、植木町で非常に大事にしておられる事業だと伺っておりますのでそういうふうな調整方針とさせていただきます。

幸山会長

よろしいでしょうか。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

ありがとうございました。では、もう1点だけ、これはここでの協議項目には挙がっておりませんので、事務協議の中での私のほうの要望というような形で申し上げさせていただければ、というふうに思っております。と申しますのも、特別支援教育につきましてですけれども、かなり学校の現場でもかなり大変な思いをされている保護者の皆さん、そして一生懸命支えていかれる先生方、大変ご苦労が多いかというふうに思っております。これから先も大変必要性の高い事業になっていくだろうというふうに思っております。100ページ、この中では1番の就学支援ということになるかと思えますけれども、学級支援員の配置の問題、それとこれは市の独自の事業だと思えますけれども、その中で就学旅行特別支援という形になっております。まあ、これはひとつの地域性の部分の違いであろうというふうに思えますけれども、私は特別支援の補助委員さんの増員という形の中でですね、やはり子ども達をサポートしていくというのが望ましいのかなというふうな見解を持っている者として、このへんの事業が低下しないように是非ご配慮いただきたいということを申し上げさせていただきたいと思えます。

幸山会長

それは、当然その必要性というものは私どもも認識致しております、さらなる充実に向けて来年度にむけても今検討中ということでございます。ということでよろしいですか。他に何かありますればお願い致します。

それでは、無いようであれば、協議項目につきましては以上で終了ということでよろしいでしょうか。

(はいとの返答あり)

幸山会長

それでは協議項目につきましては以上をもちまして終了とさせていただきます。次第4

の「その他」となっておりますけれども、なんでも結構でございますので委員の皆様方からご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

緒績委員

植木町商工会の緒績と申します。よろしくお願ひ致します。私は商工会を代表して5、6点要望とお願ひを事前にお願ひをしておきたいと思っております。ここにですねその他の中に項目の15等についても後で議題等も出てくるかもしれませんが、一応事前ですねお願ひと要望ということで、まず1点目にですね、商工会等の現状の補助金の維持ということでですね、まず1点目にこれを要望しておきたいと思っております。このことについてはですね、特にこの合併によって補助金が削減されるということは、もちろん地区内の商工業者に不利益を得るということになりますので、今後会員さんのサービス低下を招くということでございますので、このことについてもですね、現状の補助金等を是非維持していただきたいというお願ひがまず1点です。それから今、植木町にとりましては区画整備事業が進んでおります、その一層の進展とそれに伴うですね商工会館の計画もございまして、この計画の確保ということが2点目です。で、もう1つはですね、過去3年にわたって本町に取り組んでおりますが、観光事業に取り組んでおります。で、この提案等の実現を是非お願ひしたい。このことの内容についてはですね、当然産業振興課ともよくご存知のとおりでございます。5点目についてはですね、最初のこの商工会の補助金の配分によってこれは解決する問題です。もちろん伝統ある植木の町には初市等が百数十年続いたということもいわれておりますが、今、前に坂田会長もおられます北部町が合併されて平成3年と聞いておりますがもう17、18年経っておりますが、この中にですね今の飽託4町、託麻大きな商工会がありますが、託麻商工会等につきましてはですね、1920の会員さんがおられましてその会員の事業によってなんとか運営は出来ているということを知っております。特に運営等についてはですね、今言った観光戦略事業とか事業にずっと今まで、初市あるいは夏祭り等々についても三十数年前に商工会青年部が立ち上げて今も現在も行政のほうを中心になってやっております。このことについてはですね、商工会青年部女性部そして親商工会共に3日間にわたって百数十人のはっぴ祭り等についても、その位の人間を投じて色んな若い青年部は収益事業等とか若干やっておりますが、そういうことも踏まえた中で、これが今の熊本市の補助金だったり、合併によってますます地域がですね、そういう今までの地域の中で色んなことを培ってきたのがですね、出来ないんじゃないかという懸念が私は個人的にしております。そういうことも含めてですね、もちろん中心市街地のまちづくりについてもですね、平成25年に本来事業計画が終了することになっていたのですが、それから5年延びて平成30年ということになっております。このことについてはですね、また植木町商工会としての取り組みについては是非このような要望もですね事前をしたいと思っております。で坂田さん等々についてはですね、もう17、18年前ですたいね、色んな地域のそういう会員さんとの交流色んな会

員サービス等々がですね、今の中で順調にしているのかですね、もともと市長さんも北部の出身でもあります、そういうことが合併によって非常に地域が益々過疎化していくというようなことはですね是非私は避けたいと思って、私が避けるということではなくてですね、まあそういう要望を事前に是非しておきたいと思って今日要望したところがございます。もちろん合併の根底にあるのはですね、個々の利益の為ではなくてやっぱ植木住民の利益をまず最優先していくということについてはですねなんの議論の余地もございませんので、そこあたりですね是非町長さんあるいは今日ご出席されている皆さん等のご支援をよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

幸山会長

はい、只今のご意見は今後ですね経済振興関係でございますとかあるいは団体補助等の中ででてまいるというふうに思いますので、只今のご意見も踏まえまして、ですね、今後作業部会等でも協議をさせていただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、坂田委員さんからも手が上がりましたのでどうぞ。

坂田委員

北部商工会の坂田と申します。緒績会長とはですね商工会でいつも一緒にして色々なことをお話ししながらですねやっていっている状況でございます。今話された状況っていうのは非常に北部商工会としても重要なことでございますので、これから色々な条件で話し合いをするという状況とそれから町が合併とその後当然商工会の合併の形も出ろうかと思えますけれども、今の状況でですね、富合が熊本市に合併しまして富合商工会も熊本市ブロックの中のひとつの商工会ということで今まで5つあった商工会が去年の10月から6つの商工会で頑張っております。当然まずは植木が合併する状況の中で植木商工会もまずブロックの中に入れて、その後熊本市ブロックで今話しておりますけど、色々な合併があるかなという状況でその分は検討中でございますので、これも皆さんのご協力を得まして充実するような形にもっていきたいと思っております。よろしくお願ひしときます。

幸山会長

それぞれ商工会の代表という立場の中でご発言をいただいたところでございます。本当に有り難うございました。どうぞ他にその他ということで、はい、それでは角委員さんお願ひ致します。

角委員

あの、私も植木町誘致企業連絡会議の代表として来たわけですけども、今回地方税とい

うのが熊本市にはあって植木町にはなかったと、これが5年後ですけれども徴収されていくということになっていきますと植木町にある企業ですね、その大半が地方税を払わなくてはならないようなことになると思います。また都市計画税についても0.2%上昇するという事で相当の負担増になってくると思います。それに対して我々企業として考えますと、この植木がですね「立地してよかった」というような町になってもらえればですね、これを払った甲斐があると、(払っていく甲斐があると)ということになると思いますし、その為には今言われている交通体系とかそういうものに対してやっぱしちょっと戦略的なですね、熊本市の中の戦略的な位置付けを植木町にもってもらって、そしてあらゆる会社が植木に進出してきたというような状況を作り上げてもらいたいと、そういうことをお願いしてですね、各皆さん達には了解をしていただいておりますけれども、あんまし変わらない時にはどんどん逃げ出すということも考えられますので、そこらあたり十分お願いしたいと思います。

幸山会長

はい、大変貴重なご意見だったというふうに思います。今後新市の基本計画等も策定をするということになりますので、しっかりと今のご意見等も受けました中でその計画の策定に努めてまいりたいというふうに考えております。有り難うございました。どうぞ他にありますれば。

それでは委員の皆様方からは無いようでありますので、事務局から何かありますか。

事務局

今回の開催でございます、3月2日の月曜日でございますけれども、午後3時30分から「くまもと県民交流館パレア」で開催をしたいということで今進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

幸山会長

次回開催3月2日、あまり間がないわけでございますけれども、15時30分からということでございます。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

他ないようでありますれば、以上をもちまして本日の議事につきましてはすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

司会者

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります藤井植木町長が申し上げます。

藤井植木町長

本日は月曜日の早朝からの協議会ということで委員の皆様方には色々ご都合もおありになったかというふうに思いますけれども、全員ご出席をいただいてご審議をいただきました。しかも、前回提案分の5案件につきましては原案のとおり承認をいただきまして誠にありがとうございました。いよいよ具体的な事業についての両市町の協議がこれから次から次へと出てくるわけでありますけど、今後とも皆様方のご協力とご理解を切にお願い申し上げたいと思います。只今ご案内ありましたように次回3月2日ということであまり間ございませんけれども、1つの合併の期限というものも睨んだところでの協議を進めなければなりませんのでご理解を賜りたいというふうに思います。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

司会者

それではこれをもちまして第3回熊本市・植木町合併協議会を終了いたします。

終了 11時35分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 3月 31日

署名委員

植村 米子

署名委員

森 勢剛